

診療費のご案内

平成29年12月

各種健康保険がお使いになれます

- ・各種健康保険が適用されます。
- ・福祉医療給付制度に該当する患者さまは医療費がかかりません。
- ・交通費は一切かかりません。
- ・お薬は院外処方ですので、薬剤費は別途必要です。
- ・医療費が高額になる方には、医療費の上限が設けられています。

1割負担の患者様

6,000円～14,000円程度

※症状等により金額がこれ以上になる場合がございます。

緊急往診・夜間緊急往診(6:00～8:00、18:00～22:00)

深夜緊急往診(22:00～6:00)・休日緊急往診(日曜日)それぞれ2000円前後

2割負担の患者様

14,000円程度

※高額療養費制度により、診療費のご負担上限は14,000円となります。

緊急往診3,190円・夜間緊急往診4,820円(6:00～8:00と18:00～22:00)

深夜緊急往診7,530円(22:00～6:00)・休日緊急往診5,070円(日曜日)

3割負担の患者様

20,000円～40,000円程度

※ご症状等により金額がこれ以上になる場合がございます。

緊急往診5,390円・夜間緊急往診8,130円(6:00～8:00と18:00～22:00)

深夜緊急往診12,195円(22:00～6:00)・休日緊急往診8,505円(日曜日)

【高額療養費制度について】 診療費の上限が所得に応じて定められ、一旦診療費をお支払いの後に、申請していただくと、払い戻ししていただける制度です。事前に申請し、「**限度額適用認定証**」を取得していただきますと、お支払いが所得に応じた自己負担上限額までとなります。

【居宅療養管理指導について】

ケアマネージャー様へ定期的に診療の情報提供を行います。
別途介護保険でのご契約となり、ご費用は月額500～1,800円です。

